

伊 勢 市 公 報

第 4 号
平成 18 年 1 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
条 例	
伊勢市表彰条例	2
伊勢市名誉市民条例	6
伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	9
伊勢市青少年問題協議会設置条例	12
規 則	
伊勢市名誉市民条例施行規則	16
農業委員会規則	
伊勢市農業委員会総会会議規則	20
伊勢市農業委員会部会会議規則	23
監査委員訓令	
伊勢市監査委員事務局事務処理規程	26
固定資産評価委員会訓令	
伊勢市固定資産評価審査委員会規程	29
農業委員会訓令	
伊勢市農業委員会規程	48
伊勢市農業委員会部会委員互選規程	54
伊勢市農業委員会事務局規程	59
伊勢市農業委員会事務局辞令式取扱規程	63
伊勢市小作料協議会設置規程	67
告 示	
伊勢市収納代理金融機関の名称変更について	70
選挙管理委員会告示	
選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市選挙管理委員会委員長の選挙について	71
・ 伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について	72
上下水道事業告示	
伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事店の指定について	73
公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域の決定について	74
公 告	
犬の抑留について	76
その他の事項	
市議会定例会で審議された案件について	77

伊勢市表彰条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第214号

伊勢市表彰条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の発展又は公共の福祉の増進に貢献したもの、広く市民の模範となる行為をしたもの等の表彰に関し必要な事項を定めることにより、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市民功労賞
- (2) 伊勢市民文化賞
- (3) 伊勢市民スポーツ賞
- (4) 伊勢市民荣誉賞

(伊勢市民功労賞)

第3条 伊勢市民功労賞は、次の各号のいずれかに該当する市民又は本市に関係のある個人若しくは団体に対して行うものとする。

- (1) 地方自治、教育、学術、文化、産業、経済、社会福祉、保健衛生その他の分野において、本市に主たる活動の場を有し、本市の発展又は公共の福祉の増進に関し特に優れた功績があると認められるもの
- (2) 次に掲げる行為をしたもので、他の模範としてふさわしいと認められるもの
 - ア 自己の危険を顧みず人命の救助に当たる活動
 - イ 地震、火災その他の災害の発生時における被害の防御その他の防災活動
 - ウ 犯罪の予防その他の防犯活動
 - エ 社会福祉その他公益のための多額の私財の寄附

オ アからエまでに掲げるもののほか、特に優れていると認められる
善行

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に表彰を適当と認めたもの
(伊勢市民文化賞)

第4条 伊勢市民文化賞は、学術、芸術、芸能等の分野において特に優れた事績があり、文化の振興に寄与したと認められる市民又は本市に関係のある個人若しくは団体に対して行うものとする。

(伊勢市民スポーツ賞)

第5条 伊勢市民スポーツ賞は、次の各号のいずれかに該当する市民又は本市に関係のある個人若しくは団体に対して行うものとする。

- (1) オリンピック競技大会、国民体育大会その他の国際的又は全国的な規模及び競技水準において行われるスポーツ競技において特に優秀な成績を収めたもの
(2) スポーツの振興に貢献し、その功績が特に顕著であると認められるもの

(伊勢市民栄誉賞)

第6条 伊勢市民栄誉賞は、郷土の誇りとなる卓越した活躍をし、市民に夢と希望を与えるとともに、活力をもたらし、広く市民に親しまれる市民又は本市に関係のある個人若しくは団体に対して行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年11月1日に行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(顕彰)

第9条 表彰を受けたものの氏名(団体にあつては、その名称及び代表者

の氏名)及び事績の概要は、公表し、顕彰するものとする。

(再表彰)

第10条 既にこの条例の定めるところにより表彰を受けたものの再表彰については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 伊勢市民功労賞及び伊勢市民栄誉賞は、異なる表彰事由に該当するときは、重ねて表彰することができる。
- (2) 伊勢市民文化賞及び伊勢市民スポーツ賞は、重ねて同一の表彰をすることができる。

(被表彰者死亡の場合の措置)

第11条 被表彰者がその表彰前に死亡したときは、第7条に規定する表彰状及び記念品は、その遺族に贈るものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に合併前の伊勢市表彰条例(昭和38年伊勢市条例第15号)若しくは伊勢市市民栄誉賞条例(平成16年伊勢市条例第28号)、二見町表彰条例(昭和59年二見町条例第11号)、小俣町表彰規則(昭和43年小俣町規則第10号)又は御園村表彰条例(昭和51年御園村条例第1号)の規定により表彰されたものであって、この条例に相当する規定があるものは、第10条の規定の適用については、それぞれこの条例の規定により表彰されたものとみなす。

伊勢市名誉市民条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第 215 号

伊勢市名誉市民条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の発展又は社会、経済、文化その他の分野の進展に特別の功労があり、郷土の誇りとして広く市民の敬愛を受ける者に対して、その榮譽をたたえ、功績を顕彰することを目的とする。

(名誉市民)

第 2 条 市長は、市民又は本市に縁故の深い者で、前条の規定に該当するものに対して、市議会の議決を経て、伊勢市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈ることができる。

(顕彰)

第 3 条 名誉市民に対しては、名誉市民章、名誉市民の称号を証する証書及び記念品を贈るとともに、その氏名及び功績の概要を公表し、顕彰するものとする。

(待遇)

第 4 条 名誉市民に対しては、次に掲げる待遇をすることができる。

- (1) 市が行う式典への招待
- (2) 死亡の場合における相当の礼をもってする弔慰
- (3) その他市長が必要と認める待遇

(故人への追贈)

第 5 条 名誉市民の称号は、故人に対しても追贈することができる。

- 2 前項の場合において、第 3 条に規定する名誉市民章、名誉市民の称号を証する証書及び記念品は、その遺族に贈るものとする。

(取消し)

第 6 条 市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認めるときは、市議会の議決を経て、

名誉市民であることを取り消すことができる。

- 2 前項の規定により名誉市民であることを取り消された者については、その取り消された日からこの条例の規定によって与えられた待遇を停止する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第216号

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年3月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年3月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年3月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 伊勢市公告式条例（平成17年伊勢市条例第3号）に規定する市役所前の掲示場に掲示する方法
- (2) 市の発行する広報紙に掲載する方法
- (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第217号

伊勢市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、本市に伊勢市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員長
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 青少年関係施設の代表者
- (5) 婦人関係団体の代表者
- (6) 社会教育委員、民生委員及び保護司の代表者
- (7) 青少年関係団体の代表者
- (8) 学識経験がある者
- (9) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、学識経験がある者及び市の職員のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、市長とし、会務を総理する。

2 協議会に、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、会長及び委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員は、当該専門の事項が審議されるとき会議に出席し、その調査結果等について報告し、若しくは説明し、又は意見を述べることがで

きる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の議事の手続に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市の職員のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「35の項」を「36の項」に改める。

別表中35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項の次に次のように加える。

34 青少年問題協議会	日額	6,000円
-------------	----	--------

伊勢市名誉市民条例施行規則をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市規則第 173 号

伊勢市名誉市民条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市名誉市民条例(平成 17 年伊勢市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉市民章等)

第 2 条 条例第 3 条に規定する名誉市民章の制式及び形状は、市長が別に定める。

2 条例第 3 条に規定する名誉市民の称号を証する証書は、別記様式による。

3 条例第 3 条に規定する記念品は、市長がその都度定める。

(弔慰)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号の規定による弔慰は、弔詞及び弔慰金をその遺族に贈ることによって行うものとする。

2 前項の弔慰金の額は、市長がその都度定める。

(遺族の範囲等)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項に規定する遺族及び前条第 1 項に規定する遺族は、死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 前項の遺族の順位は、同項に規定する順序による。ただし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の日においてその死亡者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

(名誉市民であることの取消しの通知等)

第 5 条 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により名誉市民であることを取り消したときは、その旨及びその理由並びに同条第 2 項の規定による待遇の停止を当該名誉市民であることの取消しを受けた者に通知しなければならない。

2 前項の規定により名誉市民であることの取消しの通知を受けた者は、速やかに、名誉市民章及び名誉市民の称号を証する証書を市長に返納しなければならない。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

伊勢市名誉市民証

様

伊勢市は伊勢市名誉市民条例の定めるところによりあなたに伊勢市名誉市民の称号を贈りその栄誉をたたえます

年 月 日

伊勢市長

印

伊勢市農業委員会総会会議規則を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会総会会議規則

平成17年12月16日

農業委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 伊勢市農業委員会の総会(以下「総会」という。)(会議)の運営に関する事項は、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 会長は、総会(会議)を招集しようとするときは、総会(会議)の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、公示しなければならない。

2 前項の規定による通知及び公示は、緊急やむを得ない場合を除き、総会(会議)の日の3日前までにしなければならない。

(欠席の届出)

第3条 委員は、事故のため総会(会議)に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(議席)

第4条 委員の議席は、会長が定める。

2 会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

3 議席には、番号を付けるものとする。

(議長)

第5条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第6条 議事録には、議事のほか開会及び閉会の日時、出席、欠席の委員の番号及び氏名並びに会長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 議事録には、会長が定める2人以上の委員が署名しなければならない。

(傍聴人の取締り)

第7条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 容儀を乱し、又は酩酊している者

(傍聴人の制限)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外に入らないこと。
- (2) 旗、のぼり類を携帯しないこと。
- (3) 傍聴席にあっては、静粛にし、議場における言論に対し発言、拍手その他喧噪にわたる行為をしないこと。

(退場命令)

第9条 傍聴人がこの規則に違反し、傍聴席の秩序を乱すおそれがあるときは、会長は、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市農業委員会部会会議規則を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会部会会議規則

平成17年12月16日
農業委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 伊勢市農業委員会の部会の会議(以下「会議」という。)運営に関する事項は、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会長への連絡)

第2条 部会長は会議を招集しようとするときは、あらかじめその旨を会長に連絡しなければならない。

(招集)

第3条 部会長は、会議の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ部会の委員に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、やむを得ない場合を除き会議の日の3日前までにしなければならない。

(欠席の届出)

第4条 部会の委員は、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ部会長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 部会の委員の議席は、部会長が定める。

2 部会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

3 議席には、番号を付ける。

(議長)

第6条 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

(議事録)

第7条 議事録には、議事のほか、開会及び閉会の日時、出席の委員の番号及び氏名並びに部会長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 議事録には、部会長が定める2人以上の委員が署名しなければならない。

(傍聴人の取締り)

第8条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 容儀を乱し、又は酩酊している者

(傍聴人の制限)

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外に入らないこと。
- (2) 旗、のぼり類を携帯しないこと。
- (3) 傍聴席にあっては、静粛にし、議場における言論に対し発言、拍手その他喧噪にわたる行為をしないこと。

(退場命令)

第10条 傍聴人がこの規則に違反し、傍聴の秩序を乱すおそれがあるときは、部会長は、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市監査委員事務局事務処理規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市代表監査委員 小 松 尚 平

伊勢市監査委員事務局事務処理規程

平成17年12月16日

監査委員訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、伊勢市監査委員事務局設置条例(平成17年伊勢市条例第11号)第6条の規定に基づき、伊勢市監査委員事務局(以下「事務局」という。)の事務処理等について定めることを目的とする。

(事務分掌)

第2条 事務局で処理する事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員が行う監査、検査及び審査(以下「監査」という。)の補助執行に関すること。
- (2) 監査資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 事務局の経理及び庶務に関すること。
- (5) 事務局職員の服務に関すること。
- (6) その他監査事務に関すること。

(係の設置)

第3条 事務局に監査係(以下「係」という。)を設置する。

(職員)

第4条 係に書記のうちから係長を置く。

- 2 必要があるときは、書記のうちから事務局に事務局次長又は主幹を、事務局又は係に主査を置くことができる。

(職務)

第5条 事務の処理は、すべて事務局長の決定を経て監査委員の決裁を得なければならない。

- 2 事務局長において専決することができる事項は、伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)を準用する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、次の職務を行う。
 - (1) 事務局長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
 - (2) 事務局の分掌事務を監督する。
 - (3) その他事務局長から命ぜられた事務

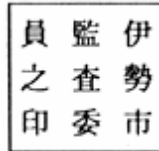
4 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

5 主幹又は主査は、事務局長の命を受けて、特定の事務を処理する。

(公印)

第6条 伊勢市監査委員及び事務局長の公印は、次のとおりとする。

伊勢市監査委員

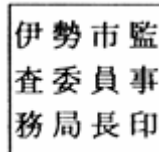


書体 れい書

寸法 方24ミリメートル

形質 木印

伊勢市監査委員事務局長



書体 れい書

寸法 方24ミリメートル

形質 木印

(準用規定)

第7条 この訓令に定めるもののほか、事務局の事務処理については、伊勢市の関係規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成17年12月16日から施行する。

伊勢市固定資産評価審査委員会規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 26 日

伊勢市固定資産評価審査委員会

委員長 高 松 宏 次

伊勢市固定資産評価審査委員会規程

平成17年12月26日

固定資産評価審査委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊勢市固定資産評価審査委員会条例(平成17年伊勢市条例第13号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員会の会議の招集は、委員長が会議の日時及び場所その他必要な事項を会議の日の5日前までに委員に通知して行う。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 委員は、傷病その他の事由により会議に出席できない場合は、その旨を委員長に届け出なければならない。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。

(審査及び議事に係る委員長の職務)

第3条 委員長は、委員会の行う審査及び議事について、その進行を図り、かつ、その秩序維持の責に任ずるものとする。

(資料提出の要求)

第4条 委員会は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第433条第3項の規定により審査に関し必要な資料の提出を求める場合においては、次に掲げる事項を記載した資料提出要求書を当該資料を所持する者に送付する。

(1) 資料の表示

(2) 資料を提出すべき日時及び場所

(関係者の出席及び証言の要請)

第5条 委員会は、法第433条第7項の規定によって関係者の出席及び証言を求めようとする場合においては、当該関係者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を送付するものとする。

(1) 出席すべき日時及び場所

(2) 証言を求めようとする事項

2 前項の書面は、少なくとも出席を求める日の2日前までに送達しなければならない。ただし、急を要する場合には、この限りでない。

(文書の送達方法)

第6条 文書の送達は、交付送達又は郵便による送達により行うものとする。

(資料及び記録の保存及び閲覧)

第7条 委員会は、法第433条第3項の規定によって提出させた資料及び審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の閲覧に供するものとする。

2 前項の期間は、委員会の決定があった日の翌日から起算する。

3 第1項の規定により閲覧しようとする者は、その旨委員会に申請しなければならない。

4 第1項の関係者とは、次に掲げる者とする。

(1) 審査申出人又はその代理人

(2) 固定資産評価員及び固定資産評価補助員

(3) 固定資産税関係の徴税吏員

(文書の様式)

第8条 次の表の左欄に掲げる文書の様式は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

1	法第432条の規定により提出する固定資産評価審査申出書	様式第1号
2	条例第6条第1項の規定により提出する弁明書	様式第2号
3	条例第6条第3項の規定により提出する反論書	様式第3号
4	条例第7条第1項の規定による口頭意見陳述通知書	様式第4号
5	条例第8条第2項の規定による口頭審理通知書	様式第5号
6	条例第8条第4項の規定により提出する口述書	様式第6号
7	条例第11条第1項に規定する決定書	様式第7号
8	法第433条第11項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第39条の規定により提出する取下書	様式第8号
9	法第433条第11項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定による実地調査通知書	様式第9号

(委員会の公印)

第9条 委員会の公印は、次のとおりとする。

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)
-------	-----	----	----------------

委 員 会 印	<table border="1"> <tr> <td>員</td><td>価</td><td>定</td><td>伊</td> </tr> <tr> <td>会</td><td>審</td><td>資</td><td>勢</td> </tr> <tr> <td>之</td><td>査</td><td>産</td><td>市</td> </tr> <tr> <td>印</td><td>委</td><td>評</td><td>固</td> </tr> </table>	員	価	定	伊	会	審	資	勢	之	査	産	市	印	委	評	固	てん書	方25				
員	価	定	伊																				
会	審	資	勢																				
之	査	産	市																				
印	委	評	固																				
委 員 長 印	<table border="1"> <tr> <td>員</td><td>査</td><td>資</td><td>伊</td> </tr> <tr> <td>長</td><td>委</td><td>産</td><td>勢</td> </tr> <tr> <td>之</td><td>員</td><td>評</td><td>市</td> </tr> <tr> <td>印</td><td>会</td><td>価</td><td>固</td> </tr> <tr> <td></td><td>委</td><td>審</td><td>定</td> </tr> </table>	員	査	資	伊	長	委	産	勢	之	員	評	市	印	会	価	固		委	審	定	てん書	方25
員	査	資	伊																				
長	委	産	勢																				
之	員	評	市																				
印	会	価	固																				
	委	審	定																				

2 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第8号）の規定は、委員会の公印の管理及び使用について準用する。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年12月26日から施行する。

様式第1号(その1)(第8条関係)



(あて先)伊勢市固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査申出書(土地)

受 付 番 号	第 号
---------	-----

審査申出人	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	TEL ⑩番

下記について地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

代表者又は 管理人 (該当するものを で囲む。)	住 所	
	氏 名	TEL ⑩番

年 月 日提出

総代又は 代理人 (該当するものを で囲む。)	住 所	
	氏 名	TEL ⑩番

台 所 帳 有 登 録 者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名称)				
	代表者又は 管理人の氏名				
審 査 申 出 地	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	台 帳 価 格 円
	申出の理由(できるだけ具体的に書いてください。)				
申出の 目 的	「評価額 円を 円にしてください。」のようにできるだけ簡明に書いてください。		案内図 [土地の所在する場所を、目標になるものを示して書いてください。]		
意見陳述 の希望の 有 無	口頭で意見を述べることを希望する。 希望しない。 (該当するものを で囲む。)		添 付 書 類 名	添付書類がある場合その名称を書いてください。	

- (注) 1 申出書は正副2通を提出してください。
 2 申出書は、黒インク、黒のボールペン又は黒のカーボン紙をあてて書いてください。
 3 申出人が法人又はその他の社団、財団であるとき、総代を互選したとき、代理人によって申出をするときは、それぞれの欄に記入してください。

様式第1号(その2)(第8条関係)



(あて先)伊勢市固定資産評価審査委員会

下記について地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

年 月 日提出

固定資産評価審査申出書(家屋)		受 付 番 号	第 号
審査申出人	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称)	TEL	印 番
代表者又は 管理人 (該当するもの を で囲む。)	住 所		
	氏 名	TEL	印 番
総代又は 代理人 (該当するもの を で囲む。)	住 所		
	氏 名	TEL	印 番

台 所 帳 有 登 録 者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名称)			
	代表者又は 管理人の氏名			
審 査 申 出 家 屋	所 在		地 番	家 屋 番 号
	用 途	構 造	床 面 積	台 帳 価 格
			m ²	
申出の理由(できるだけ具体的に書いてください。)				
申出の 目的		案内図 (土地の所在する場所を、目標になるものを示して書いてください。)		
意見陳述 の希望の 有 無		添 付 書 類 名		
口頭で意見を述べることを希望する。希望しない。(該当するものを で囲む。)		添付書類がある場合その名称を書いてください。		

- (注) 1 申出書は正副2通を提出してください。
 2 申出書は、黒インク、黒のボールペン又は黒のカーボン紙をあてて書いてください。
 3 申出人が法人又はその他の社団、財団であるとき、総代を互選したとき、代理人によって申出をするときは、それぞれの欄に記入してください。

様式第1号(その3)(第8条関係)



(あて先)伊勢市固定資産評価審査委員会

下記について地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

年 月 日提出

固定資産評価審査申出書(償却資産)

受 付 番 号	第 号
---------	-----

審査申出人	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	TEL ⑩番

代表者又は 管理人 (該当するものを で囲む。)	住 所	
	氏 名	TEL ⑩番

総代又は 代理人 (該当するものを で囲む。)	住 所	
	氏 名	TEL ⑩番

台帳登録所有者	住 所 (所在地)							
	氏 名 (名称)							
	代表者又は 管理人の氏名							
審査申出資産	所在地							
	内 訳	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	航 空 機	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 及 び 備 品	計
	台帳価格							
	所有者 見積価格							
申出の理由(できるだけ具体的に書いてください。)								
申出の 目的	「評価額 円を 円にしてください。」のようにできるだけ簡明に書いてください。			案内図 [資産の所在する場所を、目標になるものを示して書いてください。]				
意見陳述 の希望の 有 無	口頭で意見を述べることを希望する。 希望しない。 (該当するものを で囲む。)			添 付 書 類 名	添付書類がある場合その名称を書いてください。			

- (注) 1 申出書は正副2通を提出してください。
 2 申出書は、黒インク、黒のボールペン又は黒のカーボン紙をあてて書いてください。
 3 申出人が法人又はその他の社団、財団であるとき、総代を互選したとき、代理人によって申出をするときは、それぞれの欄に記入してください。

様式第2号(その1)(第8条関係)

弁 明 書 (土 地)

申出書 番 号	第 号
------------	-----

年 月 日 (あて先)伊勢市固定資 産評価審査委員会 伊勢市長 印 年 月 日 付け 第 号で 提出要件のありました ことについては、次の とおり弁明します。	審査申出人	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	代表者又は 管 理 人	住 所	
		氏 名	
	総代又は 代 理 人	住 所	
		氏 名	

台 所 帳 有 登 録 者	住 所 (所 在 地)				
	氏 名 (名 称)				
	代 表 者 又 は 管 理 人				
審 査 申 出 地	所 在	地 番	地 目	地 積	台 帳 価 格
				m ²	円
用途地区又は状況類似地区			登録地目	地 積	単 位 当 た り 評 価 額
				m ²	円
算 出 基 礎					
基 本 価 額	(路線価・標準地評点)				

造 成 費 相 当 額	(m ² 当たり造成費)		(地積)		
	×		=	円	
評 価 額					円
地形図					

様式第2号(その2)(第8条関係)

弁 明 書 (家 屋)

申出書 番 号	第 号
------------	-----

年 月 日
 (あて先)伊勢市固定資
 産評価審査委員会
 伊勢市長 印
 年 月 日
 付け 第 号で
 提出要件のありました
 ことについては、次の
 とおり弁明します。

審査申出人	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)
代表者又は 管 理 人	住 所 氏 名
総 代 又 は 代 理 人	住 所 氏 名

台帳登録所有者	住 所 (所 在 地)			
	氏 名 (名 称)			
	代 表 者 又 は 管 理 人			
審査申出家屋	所 在 地	番 号	家屋番号	棟 番
	構 造	種 類	床 面 積	台帳価格
家 屋 の 明 細				
棟 番				
構 造				
用 途				
建 築 年				
床 面 積	⋮	⋮	⋮	
単 位 当 再 建 築 費 評 点 数	点	点	点	点
再 建 築 費 評 点 数 ×	点	点	点	点
経 年 減 点 補 正 率				
需 給 事 情 に よ る 減 点 補 正 率				
評 点 一 点 当 たり 価 額	円	円	円	円
評 価 額 × × ×	円	円	円	円

様式第2号(その3)(第8条関係)

弁明書(償却資産)

申出書 番号	第 号
-----------	-----

年 月 日 (あて先)伊勢市固定資 産評価審査委員会 伊勢市長 印 年 月 日 付け 第 号で 提出要件のありました ことについては、次の とおり弁明します。	審査申出人	住所 (所在地) 氏名 (名称)
	代表者又は 管理人	住所 氏名
	総代又は 代理人	住所 氏名

台帳登録所有者	住所 (所在地)							
	氏名 (名称)							
	代表者又は 管理人							
審査申出資産	所在地							
	台帳 価格	構築物 ()円	機械及 び装置 ()円	船 舶 ()円	航空機 ()円	車両及び 運搬具 ()円	工具器具 及び備品 ()円	計 ()円
評 価 額 明 細								
構造又は用途 (設備の種類)	細目	種類	耐用 年数	取得 年次	数量	取得価額 円	台帳登録の 評価額の明細 ()円	摘 要
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
課税標準の特例があるものについては、()欄にその課税標準額が、摘要欄にその根拠 条項及び軽減率が記入してあります。								
その他の事項								

様式第3号(第8条関係)



		受付番号	第 号
年 月 日	申出 人	住 所 (所在地)	町 番地
(あて先)伊勢市固定資産評価審査委員会		氏 名 (名 称)	Ⓜ
固定資産評価審査反論書			

上記のとおり反論書を提出いたします。

様式第4号(第8条関係)

固定資産評価審査口頭意見陳述通知書	
第 年 月 日 号	
様	
伊勢市固定資産評価審査委員会 委員長 印	
下記により口頭で意見を述べていただきますから出席を願います。	
日 時 及 び 場 所	年 月 日 午 前 午 後 時 分
意 見 陳 述 す る 事 項	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第5号(第8条関係)

固定資産評価審査口頭審理通知書			
様		第 年 月 日 号 伊勢市固定資産評価審査委員会 委員長 印	
下記により審査しますから出席を願います。			
審査日時 及び場所	年 月 日 午前 時 分 午後		
審査事項	番号	土地・家屋・償却資産の所在・地番	審査事項
			左記 について
その他必要な事項			

様式第6号(第8条関係)



				受付番号	第 号
年 月 日		提 出 者	住 所	町 番地	
(あて先)伊勢市固定資産評価審査委員会			氏 名	印	
固定資産評価審査口述書					
(1) 証 言 す べ き 事 項					
(2) そ の 他 必 要 な 事 項					

伊勢市固定資産評価審査委員会条例第8条第4項の規定により上記のとおり口頭による証言にかえて口述書を提出します。

様式第7号(その1)(第8条関係)

申出書 番 号		第 号					
第 年 月 日		号 日					
様							
伊勢市固定資産評価審査委員会 印							
固定資産評価審査決定書(土地)							
審 査 申 出 人	住所(所在地)						
	氏 名 (名 称)						
番 号	(1) 審 査 事 項						(2) 決定事項
	所 在 地 番	地 目	地 積		価 格		
1			台 帳	仮換地	市 決	の 定 円	本 人 の 希 望 円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
決定主文							
決定理由							

様式第7号(その2)(第8条関係)

							申出書 番 号	第 号	
様							第 年 月 日	号 日	
伊勢市固定資産評価審査委員会 印									
固定資産評価審査決定書(家屋)									
審 査 申出人		住所(所在地)							
		氏名(名称)							
番 号	(1) 審 査 事 項							(2) 決定事項	
	所 在 地 番	家 屋 番 号	区 分	構 造	床面積	価 格			
						市 の 決 定 円	本人の 希 望 円		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
決定主文									
決定理由									

様式第7号(その3)(第8条関係)

							申出書 番 号	第 号			
							第 年 月 日		号 日		
様							伊勢市固定資産評価審査委員会 印				
固定資産評価審査決定書(償却資産)											
審 査 申 出 人		住所(所在地)									
		氏 名 (名 称)									
(1) 審 査 事 項											
番 号		償却資産の所在地									
		細 目		取 得 日 年 月 日							数 量
種 類	名 称	メーカ- 及 び 型 式 等									
1							円	円	円	円	(2) 決 定 事 項
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
決定主文											
決定理由											



申出書 番号	第 号
-----------	-----

固定資産評価審査申出取下書

年 月 日

(あて先)伊勢市固定資産評価審査委員会

審査申出人

住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称 ⑩

代表者・管理人・代理人又は総代

住 所

氏 名 ⑩

土 地
下記の 家 屋 に係る審査の申出を取り下げます。
償却資産

土地・家屋・償却資産 の所在・地番	
----------------------	--

固定資産評価審査実施調査通知書			
様		第 年 月 日 号 伊勢市固定資産評価審査委員会 委員長 印	
下記により実地調査をしますから立会いとして出席してください。			
実地調査日時及び場所	年 月 日 午前 午後 時 分		
実地調査事項	番号	土地・家屋・償却資産の所在・地番	審査事項
			左記 について
その他必要な事項			

伊勢市農業委員会規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会規程

平成17年12月16日

農業委員会訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、伊勢市農業委員会(以下「委員会」という。)の円滑なる運営を図るため、法令に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、委員の任期と同じ期間とする。

2 会長が委員を辞任し、又は会長の職を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、会長の選挙は、その欠けるに至った日から15日以内にこれを行うものとする。

(選挙及び互選)

第3条 委員会で行う選挙及び互選の方法及び手続は、別に農業委員会訓令で定める。

(農業振興部会の所掌事務)

第4条 農業振興部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- (2) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- (3) 農業及び農民に関する情報提供
- (4) 農業及び農民に関する事項についての意見の公表又は他の行政庁に対する建議

(部会長及び部会員の任期)

第5条 部会長及び部会員の任期は、委員の任期と同じ期間とする。

2 部会長が委員を辞任し、又は部会長の職を辞したとき、その他部会長が欠けるに至ったときは、部会長の選挙は、その欠けるに至った日から15日以内にこれを行うものとする。

(身分を示す証票)

第6条 委員会の委員及び職員が、その所掌事務を行うため立入調査をするときに必要な身分を示す証票の様式は、別記様式による。

(公印)

第7条 委員会、会長及び部会長の公印は、別表のとおりとする。

(公示)

第8条 委員会の公示は、伊勢市公告式条例（平成17年伊勢市条例第3号）に準じて行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

公印の名称	刻 印	書 体	寸 法 (ミリメートル)	形 質
伊勢市農業委員会	伊 勢 市 農 業 委 員 会 印	れい書	方24	木印
伊勢市農業委員会 会長	員 農 伊 会 業 勢 長 委 市	てん書	方21	木印
伊勢市農業委員会 農地部会長	伊 勢 市 農 業 委 員 会 農 地 部 会 長	れい書	方21	木印
伊勢市農業委員会 農業振興部会長	伊 勢 市 農 業 委 員 会 農 業 振 興 部 会 長 印	れい書	方21	木印

別記様式(第6条関係)

表

縦 8 センチメートル	年 月 日	右の者三重県伊勢市農業委員会の を証する。	氏 名	第 号
	伊勢市農業委員会	であること	生 年 月 日	証
			本籍地	
			現住所	

横6.5センチメートル

農業委員会等に関する法律

(報告、調査)

第二十九条 農業委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

伊勢市農業委員会部会委員互選規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会部会委員互選規程

平成17年12月16日

農業委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 伊勢市農業委員会の農地部会及び農業振興部会を構成する委員(以下「部会委員」という。)の互選については、法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(互選会)

第2条 部会委員の互選は、各部会ごとに選挙による委員、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第12条第1号の委員及び同条第2号の委員のそれぞれの会議(以下「互選会」という。)において行う。

(互選の時期)

第3条 会長は、新たに委員が選挙され、又は選任されたときは、速やかに、互選会を招集しなければならない。

2 会長は、部会委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、互選会を招集しなければならない。

(互選会の招集)

第4条 互選会の招集は、当該互選をする資格を有する委員(以下「互選資格者」という。)に対して文書をもってしなければならない。

2 前項の文書には、互選会の日時、場所及び互選されるべき委員の数を記載しなければならない。

(互選会の成立及び議事)

第5条 互選会は、互選資格者の3分の2以上の者の出席により成立し、その議事は、その過半数により決する。

(互選管理人)

第6条 会長は、各互選ごとに互選会の承認を得て、互選に関する事務を管理させるため、互選管理人1人を定めなければならない。

(投票)

第7条 互選は、単記無記名の投票により行う。

2 投票は、互選資格者1人につき1票とする。

(無効投票)

第8条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いていないもの
- (2) 互選される者の氏名を自書していないもの
- (3) 互選される者の氏名以外の事項を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものを除く。）
- (4) 互選される資格のない者の氏名を記載したもの
- (5) 現に当該部会の委員となっている者の氏名を記載したもの
- (6) 1票中に2人以上の互選される者の氏名を記載したもの
- (7) 互選される者の何人を記載したかを確認し難いもの

2 同一の氏名、氏又は名の互選される者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第7号の規定にかかわらず、有効とする。

3 前項の有効投票は、当該互選される者のその他の有効投票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

（当選人の決定）

第9条 互選管理人は、投票終了後直ちに投票を点検して投票の効力を決定し、得票数を計算して当選人を定めなければならない。

2 当選人は、有効投票の最多数を得た者から順次に定め、所定の員数に達するまでこれを行う。

3 当選人を定めるに当たり、得票数が同じである場合には、互選管理人がくじにより決する。

（指名推選）

第10条 前3条の規定にかかわらず、互選会に出席した互選資格者中に異議がないときは、互選につき投票によらないで、指名推選の方法によることができる。

2 前項の方法により互選を行う場合においては、互選管理人は、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、互選資格者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

3 指名推選の方法により2人以上を互選する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

（決定の通知）

第11条 前2条の規定により当選人が決定した場合には、互選管理人は、遅滞なく、会長にその氏名を通知しなければならない。

(部会委員となることの承諾)

第 1 2 条 会長は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当選人に対して文書をもって部会委員となる旨の承諾を求めなければならない。

2 当選人は、前項の規定による請求に対して、その請求のあった日から 3 日以内に文書をもって部会委員となるか否かにつき回答しなければならない。

3 前項の期間内に当選を承諾する旨の回答がない場合には、その当選人は、部会委員となることを承諾しなかったものとみなす。

(当選人の繰上補充)

第 1 3 条 投票により互選を行った場合において、当選人につき前条の承諾が得られなかったとき、又は当選人の決定後第 16 条の規定により部会委員に就任するまでの間に農業委員会の委員でなくなったときは、互選管理人は、直ちに、第 9 条の規定の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前 2 条の規定を準用する。

(互選された時期)

第 1 4 条 第 12 条の承諾によって、その当選人は、部会委員に互選されたものとする。

(公告)

第 1 5 条 会長は、第 12 条第 2 項の期間の満了の日の翌日に、互選された者につき、その者の所属すべき部会名並びに氏名及び住所を公告しなければならない。

(就任)

第 1 6 条 互選された者は、前条の規定による公告の日から部会委員に就任するものとする。

(記録の作成)

第 1 7 条 互選管理人は、互選会終了後遅滞なく互選の経過を記載した互選に関する記録を作成し、署名又は記名押印の上、投票用紙を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出のあった書類は、少なくとも当該互選による部会委員の在任中は会長において保存しなければならない。

(互選手続に関する必要事項の決定)

第 1 8 条 この訓令に定めるもののほか、互選の手続に関し必要な事項は、互選会で定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

伊勢市農業委員会事務局規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会事務局規程

平成17年12月16日

農業委員会訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、伊勢市農業委員会事務局の設置、組織、事務分掌及び事務処理等について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 伊勢市農業委員会(以下「農業委員会」という。)に関する事務を処理するため、伊勢市農業委員会事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

(組織及び職制)

第3条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 書記
- (3) その他の職員

2 必要があるときは、事務局に参事、事務局次長、主幹及び主査を置くことができる。

3 事務局の職員の定数は、伊勢市職員定数条例(平成17年伊勢市条例第21号)の定めるところによる。

第4条 事務局に次の係を置き、係に係長を置く。

- (1) 農地係
- (2) 振興係

(事務分掌)

第5条 前条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 農地係
 - ア 農地部会の所掌事項に関すること。
 - イ 農業委員会の所掌に係る登記事務に関すること。
 - ウ 国有農地の管理事務に関すること。
 - エ 農業用水利調整に関すること。
 - オ その他農地等に関すること。
- (2) 振興係

- ア 農業振興部会の所掌事項に関すること。
- イ 農業委員会の会議に関すること。
- ウ 自作農資金等融資事務に関すること。
- エ 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認事務に関すること。
- オ 農業者年金事務に関すること。
- カ 公印の管守に関すること。
- キ 事務局の庶務に関すること。
- ク その他農業振興に関すること。

(職務)

第6条 参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局長は、上司の命を受けて農業委員会の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐して事務を処理する。
- 4 主幹は、事務局長の命を受けて特定の事務を処理する。
- 5 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。
- 6 主査は、上司の命を受けて所管の事務を処理する。
- 7 係員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(事務決裁)

第7条 事務は、原則として、主務係長の決定を受けた後事務局次長、事務局長の決定及び関係部会長の決定を経て、会長の決裁を受けなければならない。

- 2 参事において専決できる事項は、伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）第6条の規定を準用する。
- 3 事務局長において専決できる事項は、伊勢市事務決裁規程別表第1に掲げる課長の専決事項の規定を準用する。

(文書の管理)

第8条 文書の管理は、伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の規定を準用する。

(公印)

第9条 伊勢市農業委員会事務局長の公印は、次のとおりとする。

伊勢市農業委員会事務局長

伊勢市農
業委員会
事務局長

／書体 れい書／寸法 方21ミリメートル／形質 木印／

（職員の勤務等）

第10条 職員の給与、身分その他勤務に関しては、伊勢市職員の例による。

（関係規定の準用）

第11条 この訓令に定めるもののほか、事務局の事務処理については、伊勢市の関係規定を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

伊勢市農業委員会事務局辞令式取扱規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会事務局辞令式取扱規程

平成17年12月16日

農業委員会訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、伊勢市農業委員会の発する辞令について、必要な事項を定めるものとする。

(辞令の様式)

第2条 辞令の様式は、別記様式によるものとする。

(記載事項)

第3条 辞令の記載事項は、別表によるものとする。

(通知書)

第4条 昇給等の発令の場合においては、辞令に代えて通知書を用いることができる。

(雑則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、伊勢市辞令式取扱要綱(平成17年伊勢市要綱第9号)の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

伊勢市農業委員会辞令記載事項

発 令 事 項		発 令 形 式
昇 任	現に有する職より上位の職を命ずることをいう。	（農業委員会事務局内） （昇任に伴う級移行がある場合） （役職）を命ずる 級 号給を給する （昇任に伴う級移行がない場合） を命ずる （農業委員会事務局から市長事務部局へ昇任異動） へ出向を命ずる （市長事務部局から農業委員会事務局へ昇任異動） （職名）に任ずる 級 号給を給する （役職）を命ずる
異 動	職員を現職と同位の職務で他の勤務場所へ変更することを命ずることをいう。	（農業委員会事務局から市長事務部局へ異動） 市長事務部局へ出向を命ずる （市長事務部局から農業委員会事務局へ異動） （職名）に任ずる （事務員の場合は、 を命ずる） 級 号給を給する （役職）を命ずる
事務取扱	職員をその職に保有させたまま、現職より下位の組織上の職を兼職させることを命ずることをいう。	（農業委員会事務局内） （昇任で昇任に伴う級移行がある場合） （役職）を命ずる （役職）事務取扱いを命ずる 級 号給を給する （昇任で昇任に伴う級移行がない場合） （役職）を命ずる （役職）事務取扱いを命ずる
昇 格	その他の職員から書記に昇格する基準は、市長事務部局の「吏員昇格基準」の例による。	（農業委員会事務局内） 書記に任ずる

別記様式(第2条関係)

辞 令	
年 月 日	
伊勢市農業委員会	

伊勢市小作料協議会設置規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 16 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市小作料協議会設置規程

平成17年12月16日

農業委員会訓令第5号

(設置)

第1条 農地法(昭和27年法律第229号)第23条の規定に基づき、標準小作料を定めるについて意見を聴くため、伊勢市小作料協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、農業委員会会長の諮問に応じ、小作料に関する必要事項を協議する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、農業委員会会長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 農地の貸し手を代表する者 5人
- (2) 農地の借り手を代表する者 5人
- (3) 学識経験者 5人以内

2 委員の任期は、諮問に係る協議が終了した日までとする。

3 委員に欠員を生じたときは、農業委員会会長が補充のための委員を委嘱する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、改職後最初に行われる会議は、農業委員会会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第1号及び第2号の委員が各々2人に満たなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農業委員会の職員が処理をする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 26 号

伊勢市収納代理金融機関が名称変更をするので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 9 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 20 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

1 名称変更をする収納代理金融機関

変更前 株式会社 U F J 銀行

変更後 株式会社三菱東京 U F J 銀行

2 変更年月日

平成 18 年 1 月 1 日

伊勢市選管告示第 66 号

平成 17 年 12 月 22 日開催の委員会において、地方自治法第 187 条第 1 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長に下記の者を選挙しました。

平成 17 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

記

伊勢市岩淵 2 丁目 3 番 5 号 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 67 号

地方自治法第 187 条第 3 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者に下記の者を指定したので、伊勢市選挙管理委員会規程第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

記

伊勢市二見町溝口 619 番地 2 森本 保治

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規則第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 12 月 20 日

伊勢市長 加藤 光 徳

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
251	有限会社 村田水道工 業所	松阪市豊原町 552 番地 2	平成 17 年 12 月 14 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年条例第 177 号）第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

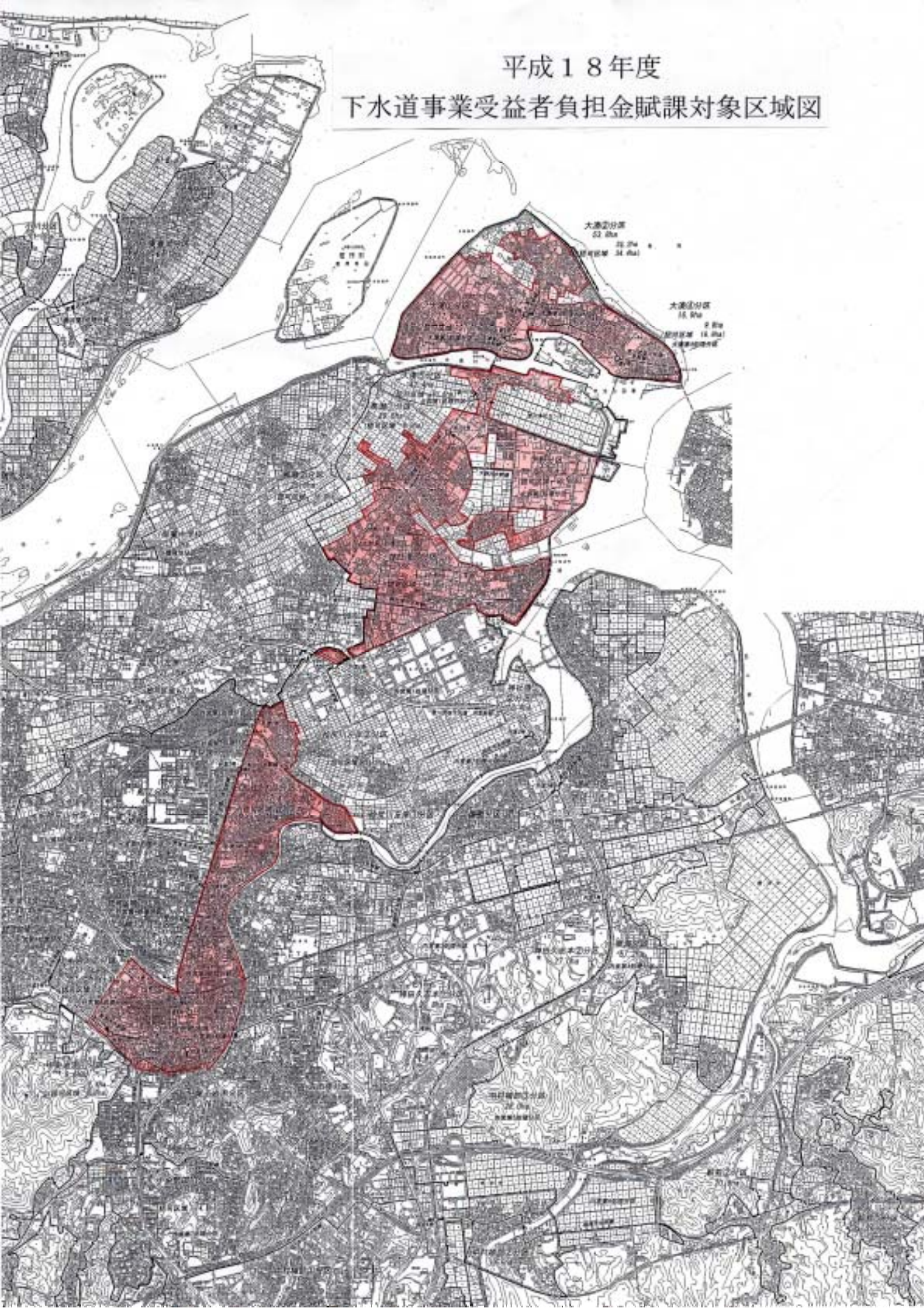
平成 17 年 12 月 21 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

平成 18 年度賦課対象区域

岩渕 1 丁目、岩渕 2 丁目、吹上 2 丁目及び河崎 2 丁目の全部並びに岡本 1 丁目、吹上 1 丁目、船江 2 丁目、船江 3 丁目、本町、神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町及び大湊町の各一部

平成18年度
下水道事業受益者負担金賦課対象区域図



伊勢市公告第 8 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 17 年 12 月 27 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種 類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町	洋雑	白茶	雌	中	成犬	

2 抑留した日 平成 17 年 12 月 26 日

3 抑留期限 平成 18 年 1 月 4 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ(電話 0596-27-5151)

その他の事項

12月市議会定例会で審議された案件は、次のとおりである。

議決事件目録

番号	件名	議決の状況
議案 1	専決事項の承認を求めることについて（伊勢市役所の位置を定める条例ほか210件の条例の制定について）	12月15日 承認
議案 2	専決事項の承認を求めることについて（平成17年度伊勢市一般会計暫定予算ほか13件の暫定予算について）	12月15日 承認
議案 3	専決事項の承認を求めることについて（町の区域の設定及び字の名称の変更について）	12月15日 承認
議案 4	専決事項の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）	12月15日 承認
議案 5	専決事項の承認を求めることについて（伊勢市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について）	12月15日 承認
議案 6	専決事項の承認を求めることについて（玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について）	12月15日 承認
議案 7	専決事項の承認を求めることについて（度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について）	12月15日 承認
議案 8	専決事項の承認を求めることについて（三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会への加入について）	12月15日 承認
議案 9	専決事項の承認を求めることについて（三重県市町村職員退職手当組合への加入について）	12月15日 承認
議案 10	専決事項の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	12月15日 承認
議案 11	伊勢市表彰条例の制定について	12月22日 原案可決
議案 12	伊勢市名誉市民条例の制定について	12月22日 原案可決
議案 13	伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	12月22日 原案可決
議案 14	伊勢市青少年問題協議会設置条例の制定について	12月22日 原案可決
議案 15	伊勢地域農業共済事務組合理約の変更について	12月22日 原案可決
議案 16	三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について	12月22日 原案可決
議案 17	三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	12月22日 原案可決

議案 18	三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について	12月22日 原案可決
議案 19	三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	12月22日 原案可決
議案 21	市道の路線の廃止について	12月22日 原案可決
議案 22	市道の路線の認定について	12月22日 原案可決
議案 23	市町の境界の一部変更について	12月22日 原案可決
議案 24	市町の境界の一部変更に伴う財産処分の協議について	12月22日 原案可決
議案 25	伊勢市助役の選任につき同意を求めることについて	12月15日 同 意
議案 26	伊勢市収入役の選任につき同意を求めることについて	12月15日 同 意
議案 27	伊勢市監査委員の選任につき同意を求めることについて	12月15日 同 意
議案 28	伊勢市監査委員の選任につき同意を求めることについて	12月15日 同 意
議案 29	伊勢市監査委員の選任につき同意を求めることについて	12月15日 同 意
議案 30	伊勢市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 31	伊勢市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 32	伊勢市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 33	伊勢市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 34	伊勢市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 35	伊勢市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 36	伊勢市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 37	伊勢市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 38	人権擁護委員の推薦につき意見を聞くことについて	12月22日 同 意
議案 39	人権擁護委員の推薦につき意見を聞くことについて	12月22日 同 意

議案 40	伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 41	伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 42	伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 43	伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
議案 44	伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12月22日 同 意
発議 1	市議会議長の選挙について	12月14日 選 挙
発議 2	市議会副議長の選挙について	12月14日 選 挙
発議 3	伊勢市議会会議規則の制定について	12月14日 原案可決
発議 4	伊勢市議会委員会条例の制定について	12月14日 原案可決
発議 5	伊勢市議会事務局設置条例の制定について	12月14日 原案可決
発議 6	常任委員会委員の選任について	12月14日 選 任
発議 7	議会運営委員会委員の選任について	12月14日 選 任
発議 8	伊勢広域環境組合議会議員の選挙について	12月14日 選 挙
発議 9	伊勢地域農業共済事務組合議会議員の選挙について	12月14日 選 挙
発議 10	わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙について	12月14日 選 挙
発議 11	議長の常任委員会委員辞退願い出について	12月14日 同 意
発議 12	伊勢市農業委員会委員の推薦について	12月15日 原案可決
発議 13	事件の撤回について	12月19日 承 認
発議 14	伊勢市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙について	12月22日 選 挙
発議 15	市長の専決処分事項の指定について	12月22日 原案可決
発議 16	議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について	12月22日 原案可決